

酒田市上下水道事業建設工事低入札価格調査制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、酒田市上下水道部（以下「上下水道部」という。）が発注する建設工事において、酒田市上下水道事業低入札価格調査に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応について定めるものとする。

(酒田市建設工事低入札価格調査制度取扱要領の準用)

第2条 上下水道部が発注する建設工事において、要綱に基づく調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応については、酒田市建設工事低入札価格調査制度取扱要領を準用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。